

令和4年7月

旧姓による預金口座取引の取扱いについて

真岡信用組合は、働きやすい社会づくりの一環として、令和4年7月1日(金)より、ご希望の方には旧姓による口座開設の取扱いが行えるようになりました。

現在、内閣府では各関係各省庁との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、結婚等により戸籍上の氏(姓)を変更した場合でも、職場等で旧姓を通称として使い続けられるように「通称としての旧姓使用の拡大」に向けた取組みを進めています。

当組合では、これに呼応し、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

記

1. 対象となるお取引

預金取引のみ

※マル優、国債、保険、融資、インターネットバンキング取引は対象外となります。

2. 必要書類等

①現姓と旧姓が併記された本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート

住民票(別途本人確認資料が必要となります。)

②お取引に使用する印章(旧姓のもの)

3. その他

- ・本人確認書類の旧姓併記は、お住いの市町村への申請が必要となります。
- ・本件は、男性女性問わず、すべてのお客さまが取扱い可能です。

以上

本件に関するお問い合わせ

真岡信用組合業務部：0285-82-3496